

男女共同 参画推進本部 ニュース

No.12 2005.8.15



「男女共同参画社会づくり功労者表彰」、「女性のチャレンジ賞」・支援賞・特別部門賞 受賞者と細田内閣官房長官〔前列〕

Contents

- P.1**
- 「男女共同参画社会づくりにむけての全国会議」の開催
 - ノルウェー・アイスランド男女共同参画担当大臣訪日に係る意見交換会」の開催について
- P.2**
- 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出について
 - 女性グループの農林水産業の取組事例をHPで紹介
- P.3**
- 女性を登用するためにメンターの導入を！
 - 人身取引等に対処するための刑法等の改正
- P.3**
- 男女共同参画フォーラム（愛知県・名古屋市）の開催
 - 男女共同参画宣言都市記念式典（岐阜県大垣市）の開催
- P.4**
- INFORMATION
 - 「北京+10記念シンポジウム」開催のお知らせ
 - 「農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール」の実施について
 - 国立女性教育会館実施事業のお知らせ
 - 男女共同参画宣言都市記念式典（福井県敦賀市）
 - 「国の財政と未来を考える女性の集い」



国内本部機構の活動状況

「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催

内閣府では、男女共同参画社会づくりに向けて人々の一層の理解と協力が得られるよう、「男女共同参画週間」の中央行事として6月24日(金)、東京厚生年金会館大ホールにおいて「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催し、約1,000名が参加しました。

男女共同参画推進本部長である小泉総理から「女性が男性と同じように社会で活躍できるような環境を整えていくよう努力していきたい」旨のあいさつの後、多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人を表彰する「男女共同参画社会づくり功労者表彰」の9名の受賞者、チャレンジの身近なモデルを示すことによって男女共同参画社会の実現のための機運を高めることを目的として、平成16年度から実施されている「女性のチャレンジ賞」の4名の受賞者、「女性のチャレンジ支援賞」受賞の2団体、「女性のチャレンジ賞特別部門賞」受賞の2団体及び「男女共同参画週間」標語受賞者が紹介されました。

続いて、上智大学教授・男女共同参画会議議員の

猪口邦子氏による基調講演が、「女性の新たなチャレンジに向けて」をテーマに行われ、参加者は熱心に耳を傾けていました。また、「男女共同参画を考える～北京から10年の新たなチャレンジ～」をテーマに行われた有識者によるシンポジウムでは、活発な意見交換が行われました。

「ノルウェー・アイスランド男女共同参画担当大臣訪日に係る意見交換会」の開催について

7月1日、標記会議が「男女共同参画と少子化問題～北欧と日本の経験」というテーマのもと、内閣府男女共同参画局と北欧閣僚理事会の主催により、ノルウェー王国大使館において開催されました。この会議は、男女共同参画先進国であるノルウェー、アイスランド両国の担当大臣の訪日機会を捉え、両大臣による講演、両国政府関係者と我が国の男女共同参画会議議員等有識者との間の意見交換により、両国と我が国の男女共同参画に係る連携強化と、男女共同参画社会形成推進を図ることを目的として開催されました。日本側の主な出席者は細田内閣官房長官、江渡内閣府大臣政務官、男女共同参画会議議員等の有識者約20名でした。

会議冒頭、細田内閣官房長官が開会挨拶を行い、少子化と男女共同参画に係る我が国の現状と取組を



紹介しました。引き続き、ノルウェー、アイスランド両国の基調講演（アイスランドについては、大臣の来日が急遽中止となり、社会省次官が講演実施）、講演内容に関する出席者間の意見交換が行われました。

基調講演では、先進諸国の中で比較的出生率が高い両国より、男女共同参画と少子化問題に役立つ充実した育児休業制度（父親専用の育児休業の設定等）等について説明があり、意見交換では、日本の有識者からの質問と、これに対する北欧諸国側からの応答を中心に、活発なやりとりが行われました。

次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出について

少子化が急速に進行していますが、その要因の1つとして、仕事と子育ての両立に対する負担感が指摘されています。少子化の流れを変えるためには、仕事と家庭の両立支援策の推進や働き方の見直しが非常に重要な課題となっており、企業の取組に対する期待はますます高まっています。こうした中、地方公共団体や企業など社会全体で次世代育成支援に取り組むための枠組として、次世代育成支援対策推進法（次世代法）が平成15年に成立し、今年4月から全面施行されました。

次世代法においては、企業の次世代育成支援の取組を促進するため、301人以上の労働者を雇用する企業は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を各労働局雇用均等室に届け出ることが義務づけられています。また、300人以下の企業については同様の努力義務が課せられています。

行動計画の内容については、企業規模や業種、これまでの取組状況などにより、必要となる取組も異なってくることから、計画に盛り込むことが望ましい事項を指針として示してはいるものの、あくまでも企業の実情に応じて取り組んでもらうこととなっています。企業の自主的な取組を促すことが、社会全体の次世代育成支援を推進していく上で効果的であると考えているためです。

さらに、企業の取組を推奨するため、次世代法においては、企業を「認定」する仕組が設けられています。これは行動計画を策定・実施し、それに記載

した目標を達成したことなどの一定の基準を満たした場合に各労働局に申請を行い、各労働局長がその企業を認定すれば、その企業は認定を受けたことを示すマークを商品や広告などにつけることができるようになります。これにより、仕事と子育ての両立等に取り組んでいる企業であることが広く周知され、企業イメージの向上や、優秀な労働者の確保が期待されます。

希望する者すべてが子育てしながら仕事を続けられる社会の実現を目指し、厚生労働省としては、企業の取組への支援や保育サービスの充実など、今後とも各種施策に取り組むこととしています。特に次世代法に基づく企業の行動計画については、次世代育成支援対策の推進のための柱となるものであり、行動計画の策定や、認定も視野に入れた計画の着実な実施が進むよう積極的に支援していくこととしています。

女性グループの農林水産業の取組事例をHPで紹介

近年、農山漁村女性によるグループ活動、ネットワーク活動の輪が全国的な広がりを見せてきています。

農林水産省では、我が国の農林水産業や農山漁村の先進的取組事例などの情報をHPで広く紹介しており、この程、「女性グループの農林水産業の取組事例」を取りまとめました。

ここでは、女性グループの様々な取組91事例について、農繁期の農作業支援などの「農業経営に関する取組」、地元農産物を使った味噌、豆腐、漬物作りなどの「農産加工品等の製造・販売」、農産物の直売・農家レストラン経営などの「直売所等の運営」、そば打ち体験や学校給食への食材提供などの「食育・農業体験」などの分野に分類し紹介しています。また、それぞれの取組について、活動の目的と概要、取組の効果、現在の課題と今後の展開方向などを一律に紹介しており、全国の農山漁村女性や関係者の方々が活用しやすく情報をまとめています。詳しくは以下のHPをご覧ください。

<http://www.jri.maff.go.jp/jirei/doc/2004/008/000.html>



女性グループ「まあ・どんな会」によるレストラン経営と農産加工活動（山形県白鷹町）

女性を登用するためにメンターの導入を！

女性幹部職員を育成・登用するための研究会報告書

人事院は、昨年7月、「女性幹部職員を育成・登用するための研究会」を設置し、この研究会において、女性の幹部職員への登用を促進するため、多様な観点から実効性のある育成・登用のための方策について検討が重ねられ、平成17年6月、報告書が提出されました。

報告書では、女性国家公務員の登用等の現状や登用が進まない要因の分析を踏まえ、具体的方策として、キャリア形成と意識改革、仕事と家庭生活を両立させつつ登用を進めるための環境整備、メンター（自分の経験を基に助言する先輩）の導入、外部登用（中途採用）と再雇用などを提言しています。

メンターについては、特に女性がメンターになる場合には、女性職員に自らロールモデルを提示することとなるとともに、自らの経験を基に適切な助言・指導を行うことができるなど、女性職員の職務に対する動機付けを明確にしたり、育成するという観点からも効果的であり、導入を検討することが必要であるとしています。

報告書の全文は人事院ホームページ (<http://www.jinji.go.jp/top.htm>) に掲載中です。

人身取引等に対処するための刑法等の改正

売春等を目的として外国人の女性や児童を我が国に連れてくるなどする人身取引は、重大な人権侵害であり、政府も、昨年4月に「人身取引に関する関係省庁連絡会議」を設置し、12月に「人身取引対策行動計画」を策定するなど、その防止・撲滅と被害者保護に向けた総合的な対策を講じています。

その一環として、「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、一部の規定を除き本年7月12日から施行されました。この法律は、国連の国際組織犯罪防止条約・補足人身取引議定書等の早期締結を目指すとともに、近年の人身取引の実情等にもかんがみ、刑法に人身売買罪や所在国外移送目的略取罪等を新設したほか、出入国管理及び難民認定法を改正して人身取引の防止や被害者の保護に関する規定等の整備を図ったものです。

法務省では、今後も、関係省庁等とよく連携しながら、改正後の法律の運用を通じて、人身取引等の防止・撲滅や被害女性の保護をより一層進め、男女共同参画社会実現のため努力してまいります。

なお、「人身取引対策行動計画」の詳細については、内閣官房ホームページ (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/041207keikaku.html>) を、法律の詳細については、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) をそれぞれ御覧ください。

www.moj.go.jp/) をそれぞれ御覧ください。

男女共同参画フォーラム（愛知県・名古屋市）の開催

内閣府、愛知県及び名古屋市は、平成17年7月14日・15日の両日「男女共同参画フォーラムinあいち～あなたのチャレンジ応援します～」を愛知県女性総合センター（2日目第2分科会のみ名古屋市男女平等参画推進センター）において開催しました。

1日目は主催者として原田正司内閣府大臣官房審議官（男女共同参画担当）、神田真秋愛知県知事及び松原武久名古屋市長のあいさつに続いて、「男女共同参画推進本部報告」として、原田審議官より、男女共同参画社会の現状や推進体制等について報告が行われました。

その後、登山家の田部井淳子氏、田部井政伸氏により「ともに歩み、ともに輝く～エベレストから30年～」をテーマに基調講演及び基調対談（進行：金井篤子名古屋大学大学院教授）が行われ、続いて、劇団パンにより男女共同参画チャレンジ応援劇「のぞみVSノゾミ～明日はどっち？～」が上演されました。

2日目は4つのテーマ（①国際婦人年から30年、②DVと児童虐待、③男たちの子育てチャレンジ、④グローバル共同参画講座）に分かれて分科会が行われました。

男女共同参画宣言都市記念式典（岐阜県大垣市）の開催

内閣府及び大垣市は、平成17年7月9日「男女共同参画宣言都市記念式典」を大垣市情報工房シンクホールにおいて開催しました。

オープニングイベントの合唱の後、主催者として新木雅之内閣府男女共同参画局総務課長及び小川敏大垣市長の挨拶、新木総務課長による「男女共同参画推進本部報告」が行われ、続いて、一行詩、シンボルマークの表彰が行われました。

その後、実践女子大学教授で男女共同参画会議専門調査会委員の鹿嶋敬氏により「男女共同参画の時代」をテーマとして基調講演が行われました。



「北京+10記念シンポジウム」開催のお知らせ

内閣府では、国際婦人年より30周年、第4回世界女性会議（北京会議）より10年を記念し、果敢な「チャレンジ」により道を切りひらいてこられた方、日本の女性の地位向上に貢献してこられた方をお招きして、シンポジウムを開催します。

日 時：平成17年9月5日(月) 14:00～16:30

場 所：日本消防会館（ニッショーホール）

テーマ：「北京をこえて～きりひらく男女共同参画の未来～」

内 容：

●基調講演

米沢富美子氏（慶應義塾大学名誉教授）

●パネルディスカッション

コーディネーター：篠塚英子氏（お茶の水女子大学教授）

パネリスト：内永ゆか子氏（日本アイ・ビー・エム株式会社専務執行役員）

田部井淳子氏（登山家）

山田昌弘氏（東京学芸大学教授）

参加の申込み・問い合わせ先

内閣府男女共同参画局総務課

北京+10記念シンポジウム参加申込係

TEL：03-3581-2111（内83747）

<http://www.gender.go.jp/>

「農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール」の実施について

農林水産省では、「農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール」を実施し、農林水産業・農山漁村の男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市町村等を表彰します。

●主 催：農林水産省

●応募期間：7月1日から9月30日まで

●応募資格：撮影者及び市町村による共同応募

●応募先：農林水産省男女共同参画推進本部事務局（都道府県、農政局等経路による送付）

●応募内容・様式：市町村の農林水産業・農山漁村における男女共同参画推進事例に関するもので「男女が共同していきいきと取り組んでいる」様子が表現された写真（デジタルカメラによる撮影も含む）

応募作品は、2L版～4つ切りサイズのカラープリントで、未発表のもの

●表 彰：優秀作品には農林水産大臣賞等を授与

○本件に関する問い合わせ先：

農林水産省経営局女性・就農課女性・高齢者対策推進室
TEL：03-3591-5831

国立女性教育会館実施事業のお知らせ

(1) チャレンジ支援アドバイザー等研修

男女共同参画社会の形成に向けて、特に女性が個性と能力を十分に発揮できていない状況を踏まえ、女性のチャレンジ支援に関わる担当者を対象に、チャレンジ支援のための環境構築を図る力量形成、および、アドバイザー・コーディネーターの人材育成をねらいとした実践的研修を行います。

対象者：①都道府県・市町村の男女共同参画を担当する部局、または、女性関連施設を所管する部局において、女性のチャレンジ支援に関わる施策・環境構築等に携わる職員

②男女共同参画（女性）関連施設等において、女性のチャレンジ支援に関わる事業に携わる職員等

期 日：平成17年10月26日(水)～10月28日(金) 2泊3日

(2) 平成17年度「女性のエンパワーメント支援セミナー」

男女共同参画社会の形成に向け、女性のエンパワーメント（力をつけること）を支援するため、独立行政法人国立女性教育会館は、事業の企画・立案や、団体・グループ・NPO活動の推進に必要な専門的知識・技術の習得等を内容とする実践的な研修を実施します。

対象者：女性教育・家庭教育に関する①行政担当者

②行政関係事業の企画・運営に携わっている者

③団体・グループ・NPO等のリーダー100名

期 日：平成17年11月29日(火)～12月2日(金) 3泊4日

問い合わせ先：国立女性教育会館事業課

TEL：0493-62-6711(代)

<http://www.nwec.jp/>

男女共同参画宣言都市記念式典（福井県敦賀市）

日 時：平成17年9月10日(土) 13:30～16:00

場 所：敦賀市プラザ萬象

内 容：宣言文宣誓、本部報告、作品表彰、住田裕子さん（弁護士、男女共同参画会議議員）による基調講演（テーマ：次の世代へのメッセージ 今、私ができること）

問い合わせ先：敦賀市企画部男女共同参画課

TEL：0770-23-5411

「国の財政と未来を考える女性の集い」

日時：平成17年9月6日(火) 16:00～17:50

場所：六本木アカデミーヒルズ49階タワーホール

内容：毎日のくらしと我が国の財政の関係などについて、女性の専門家や財務大臣とともに考えます。

パネリスト：幸田真音氏（作家）

竹中ナミ氏（(社福)プロップ・ステーション理事長）

谷垣禎一財務大臣ほか

問い合わせ先：財務省主計局調査課 TEL：03-3581-4111（内5211、2327）

編集・発行：内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

記事に関する問い合わせ先

TEL：03-5253-2111(代) FAX：03-3581-9566

発行日：偶数月の15日発行

インターネットホームページ <http://www.gender.go.jp/>